

4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み

令和4年の改正児童福祉法において、生活に困難を抱える特定妊婦^{*}等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う「妊産婦等生活援助事業」が法律上位置づけられ、都道府県がその体制整備や支援を必要とする特定妊婦等への利用勧奨等を通じて着実に支援を届けていくこととされました。

これを受け、社会的養護関係施設で唯一母子が分離せずに入所し、安心・安全な環境で母子が同居しながら支援を受けることができるという強みを持つ母子生活支援施設の活用や経済的課題を抱える妊婦に対する助産制度の周知、県や市町村の母子保健担当部局との連携等により、支援を必要とする妊産婦等への支援体制の構築に取り組みます。

※予期せぬ妊娠や貧困、DV、若年妊娠などで子どもを育てるのが難しく、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

(1) 妊産婦等生活援助事業の整備

■現状

- 厚生労働省が実施した調査では、全国の市区町村において特に支援が必要な妊婦として要保護児童対策地域協議会に登録した特定妊婦の数は、平成22年度は875人でしたが、令和2年度では8,327人と約9.5倍に増加しています。
- 本県の特定妊婦数^{*}も、令和元年7月1日現在で20人でしたが、令和6年11月1日現在で43人と増加しています。（※市町村要保護児童対策地域会での登録数）

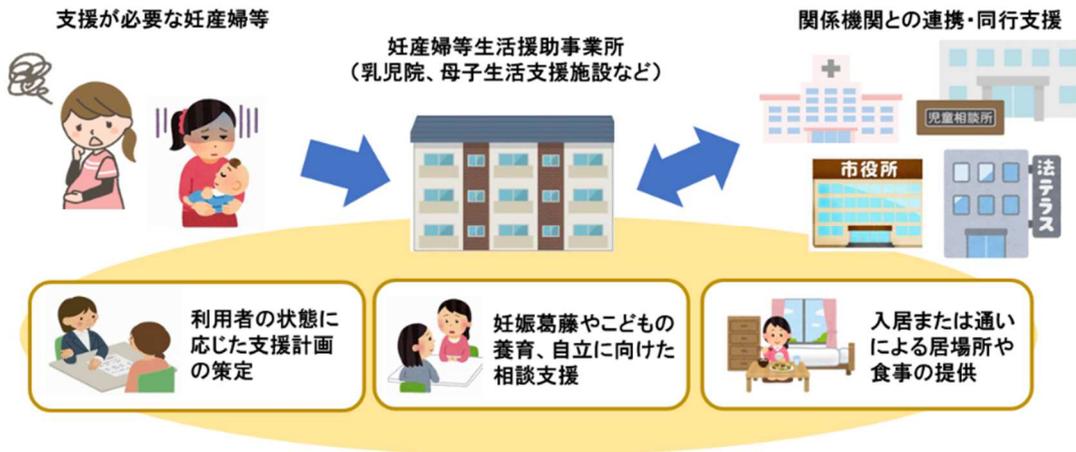
■課題

- 特定妊婦が増加していることを背景に、令和4年の改正児童福祉法に位置付けられた「妊産婦等生活援助事業」の実施体制整備に向けた具体的な検討が必要となっています。

■今後の取組みの方向性

- 事業所として想定されている母子生活支援施設等の実情を把握した上で、計画期間内の「妊産婦等生活援助事業」の実施体制の整備に向けた検討を進めます。

＜図表4-1＞ 妊産婦等生活援助事業の概要



<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)	目標・評価の視点					
	現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数★	—	計画期間中に県で1か所の事業所設置				

(2) 助産施設・助産制度の体制整備と周知

■現状

- ・助産施設は、経済的な理由により入院助産を受けることが難しい妊婦が入院し助産を受けることができる施設で、主に産科病院や助産所が助産施設として指定されており、本県では7施設が指定されています。
- ・助産制度は、経済的な理由によって入院助産を受けることができない妊娠に対して、入院助産の費用の一部または全部を助成する制度です。助産制度を利用する場合は指定された助産施設で行うことになり、県総合支庁福祉担当課や市福祉事務所を窓口として、利用者の受け入れを行っています。
- ・県の子育て情報に係るWebサイト「やまがた子育て応援サイト」や各市町村のホームページをはじめとした各種媒体で助産制度の周知を行っています。

<図表4-2> 県内助産施設の状況(各年度末)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定施設数	7施設	7施設	7施設	7施設
定員	29人	29人	29人	29人
入所人員	0人	1人	1人	1人

(福祉行政報告例:中核市分を含む)

■課題・今後の取組みの方向性

- ・助産施設は県内4地域に1施設以上指定されており、各地域におけるニーズに対応できる体制が整備されておりますが、利用は少ない状況にあります。
- ・引き続き県や市町村の各種広報媒体を活用し周知を図るとともに、産科病院や助産所などの医療機関と連携し、経済的な理由により入院助産を受けることが難しい妊婦等への支援を行っていきます。

<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)	目標・評価の視点					
	現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11
助産施設の設置数★	7施設	7施設	7施設	7施設	7施設	7施設

(3) 市町村等との連携

■現状

- ・ 特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦等に対しては、母子保健機能と児童福祉機能を併せ持つ市町村のこども家庭センターを中心に支援を行っています。
- ・ 県では「母子保健コーディネーター養成事業」や「市町村職員専門性強化研修」の実施などにより、特定妊婦等支援に携わる市町村職員のスキルアップを支援しています。

■課題

- ・ 市町村における母子保健と児童福祉の連携については、様々な方法を模索しながら取り組んでいる状況であり、引き続き特定妊婦等支援に携わる市町村職員のスキルアップや連携強化が必要となっています。
- ・ また、特定妊婦等への支援を行うにあたっては、産科や小児科、精神科などの医療機関との連携が必要となっています。

■今後の取組みの方向性

- ・ 引き続き、こども家庭センター職員等への研修の実施により、特定妊婦等への支援に係る職員のスキルアップを支援していきます。その際、専門的知識や技術の習得に加え、市町村間での情報交換の機会を確保し、業務上の困りごとの共有やお互いのスキルアップができるよう研修内容を工夫します。
- ・ 特定妊婦等への支援を行うための母子保健と児童福祉の連携に加え、「妊産婦等生活援助事業」の実施体制の検討に併せ、医療機関との連携強化に取り組みます。

<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)		目標・評価の視点					
		現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11
特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数★	実施回数	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
	受講者数	平均 60人	60人	60人	60人	60人	60人